

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年4月19日
【会社名】	ダイドードリンコ株式会社
【英訳名】	DyDo DRINCO, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高松 富也
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(6222)2611
【事務連絡者氏名】	執行役員財務本部長 殿勝 直樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(6222)2641
【事務連絡者氏名】	執行役員財務本部長 殿勝 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年4月15日開催の当社第41回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年4月15日

(2) 当該決議事項の内容

### 第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金30円
2. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 100,000,000円
  - (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
地域コミュニティ貢献積立金 100,000,000円

### 第2号議案 吸収分割契約承認の件

平成29年1月21日をもって持株会社体制へ移行するため、当社（同日付で「ダイドーグループホールディングス株式会社」に商号変更予定。）の営む飲料事業をダイドードリンコ分割準備株式会社（同日付で「ダイドードリンコ株式会社」に商号変更予定。）に吸収分割の方法により承継させる。

### 第3号議案 定款一部変更の件

1. 平成29年1月21日での持株会社体制への移行に伴い、同日を効力発生日として現行定款第1条（商号）の変更を行うとともに、当社及び当社子会社の持株会社体制移行後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に定める事業目的を変更・追加し、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行う。
2. 取締役会における審議の充実ならびに活性化を図ることを目的として、取締役の員数を9名から7名に削減することとし、現行定款第22条（員数）の変更を行う。
3. 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築することを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第24条（任期）第1項の変更を行う。
4. 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことに伴い、非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、現行定款第32条（取締役の責任免除）第2項及び第42条（監査役の責任免除）第2項に所要の変更を行う。
5. 平成29年1月21日をもって効力が生じる旨の附則を新設する。
6. その他、必要な規定及び文言の加除、修正を行う。

### 第4号議案 取締役6名選任の件

高松富也、高松富博、安達健治、中川 誠、森 真二、井上正隆を取締役に選任する。

### 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

持株会社体制への移行後の平成29年1月21日より開始する事業年度以降、持株会社（当社）の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対して新たな業績連動型インセンティブ制度を導入し、持株会社（当社）株式を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	123,610	109	7	(注) 1	可決 (97.36%)
第2号議案	123,597	122	7	(注) 2	可決 (97.35%)
第3号議案	123,558	161	7	(注) 2	可決 (97.32%)
第4号議案				(注) 3	
高松富也	114,259	9,460	7		可決 (89.99%)
高松富博	114,447	9,271	7		可決 (90.14%)
安達健治	122,903	815	7		可決 (96.80%)
中川 誠	122,902	816	7		可決 (96.80%)
森 真二	122,962	757	7		可決 (96.85%)
井上正隆	123,506	213	7		可決 (97.28%)
第5号議案	110,077	13,642	7	(注) 1	可決 (86.70%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上